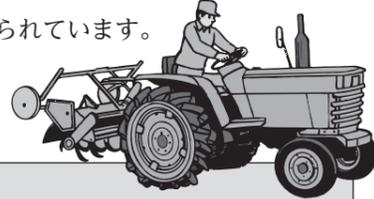




小型特殊自動車のナンバー登録はお済みですか？

小型特殊自動車は、公道を走らない場合でも、ナンバー登録が義務付けられています。まだ、登録がお済みでない場合は登録手続きをお願いします。小型特殊自動車の区分については次のとおりです。



区分	小型特殊自動車	
	農耕作業用	その他
全長	制限なし	4.7m以下
全幅	制限なし	1.7m以下
全高	制限なし	2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35km 未満	時速 15km 以下
構造	・農耕トラクター ・農業用薬剤散布車 ・コンバイン ・田植機（乗用型） ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（例：型式認定番号が「農 0000 号」のもの。）	・フォークリフト ・運搬車など ・国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車 ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（草刈作業車など）
税額	2,000 円	5,900 円

登録・廃車手続きについて

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

車両の登録、廃車、変更などがあった場合は、忘れずに手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎ 22-3116

【手続きに必要なもの】

- 申請書（税務課、各地域振興局にあります。）
- 所有者の印鑑（名義変更の場合は、旧・新所有者の印鑑が必要になります。）
- ナンバープレート（廃車の場合）



マイナンバーカード交付申請書の返信用封筒について

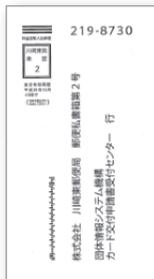
差出有効期限切れの返信用封筒はそのままお使いいただけます

「通知カード」および「マイナンバーカード交付申請書」と一緒にお届けしている返信用封筒は、差出有効期間が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで使用することができます。切手を貼らずに、そのまま送付してください。

また、地方公共団体システム機構のホームページにご自身で印刷して利用可能な封筒様式が掲載されていますので、ご利用ください。

【お問い合わせ先】 町民課 ☎ 22-3117

マイナンバー返信用封筒イメージ▶



須崎税務署からのお知らせ

平成 29 年分所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の確定申告における申告会場の設置について

所在地・電話	須崎市青木町1番4号 須崎税務署 1階事務室 ☎0889-42-2355（代表）
開設期間	平成30年2月16日（金）～3月15日（木） （土・日・祝日を除く。）
受付時間	午前8時30分～午後4時 ※相談開始は、午前9時からとなります。
ご注意ください 事項	<p>★上記の期間より前は確定申告会場を設置していませんのでご注意ください（ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けております）。</p> <p>★期間中（特に開設初日の2月16日や3月13日～15日の申告期限間際）は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、ご自宅で作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をぜひご利用ください。</p> <p>★所得税、贈与税および消費税の確定申告書などにつきましては、マイナンバーの記載と本人確認書類（例1：マイナンバーカード、例2：通知カードと運転免許証など）の提示または写しの添付が必要です。（申告書など提出の都度必要ですので、前年分の申告書に記載・提示などされた方も同様です。）</p>



確定申告電話相談センターの開設について

開設期間	平成30年1月18日（木）～3月15日（木） ※土・日・祝日は2月18日（日）および2月25日（日）のみ
受付時間	午前8時30分～午後5時
ご注意ください 事項	<p>★所轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、「0」を選択してください。</p> <p>※確定申告以外の国税に関する一般的なご相談を希望される方は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、「1」を選択してください。「電話相談センター」へおつながります。</p>

電話での所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします！



【お問い合わせ先】 須崎税務署 ☎0889-42-2355（代）

ご寄付を
いただきました！

今年度も、株式会社中協組（本社・埼玉県、代表取締役・中協周一氏）から500万円のご寄付をいただきました。

今回の寄付金は、四万十町の祭りごとやイベントなどに役立ててほしいとのことですので、町のために有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。